

市民農園をはじめよう!!



農林水産省
令和2年7月

はじめに～市民農園とは～

『市民農園』とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。

このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、我が国では市民農園と呼ばれるほか、農業体験農園、ふれあい農園などいろいろな名称で呼ばれています。

農家でない方々がこのような農地を利用できるよう、自治体、農協、農家、企業、NPO法人などが市民農園を開設しています。

このパンフレットでは、市民農園の開設に必要な手続、各種法律や税制の説明、市民農園に係るデータや事例をまとめていますので、市民農園の開設などにご活用ください。

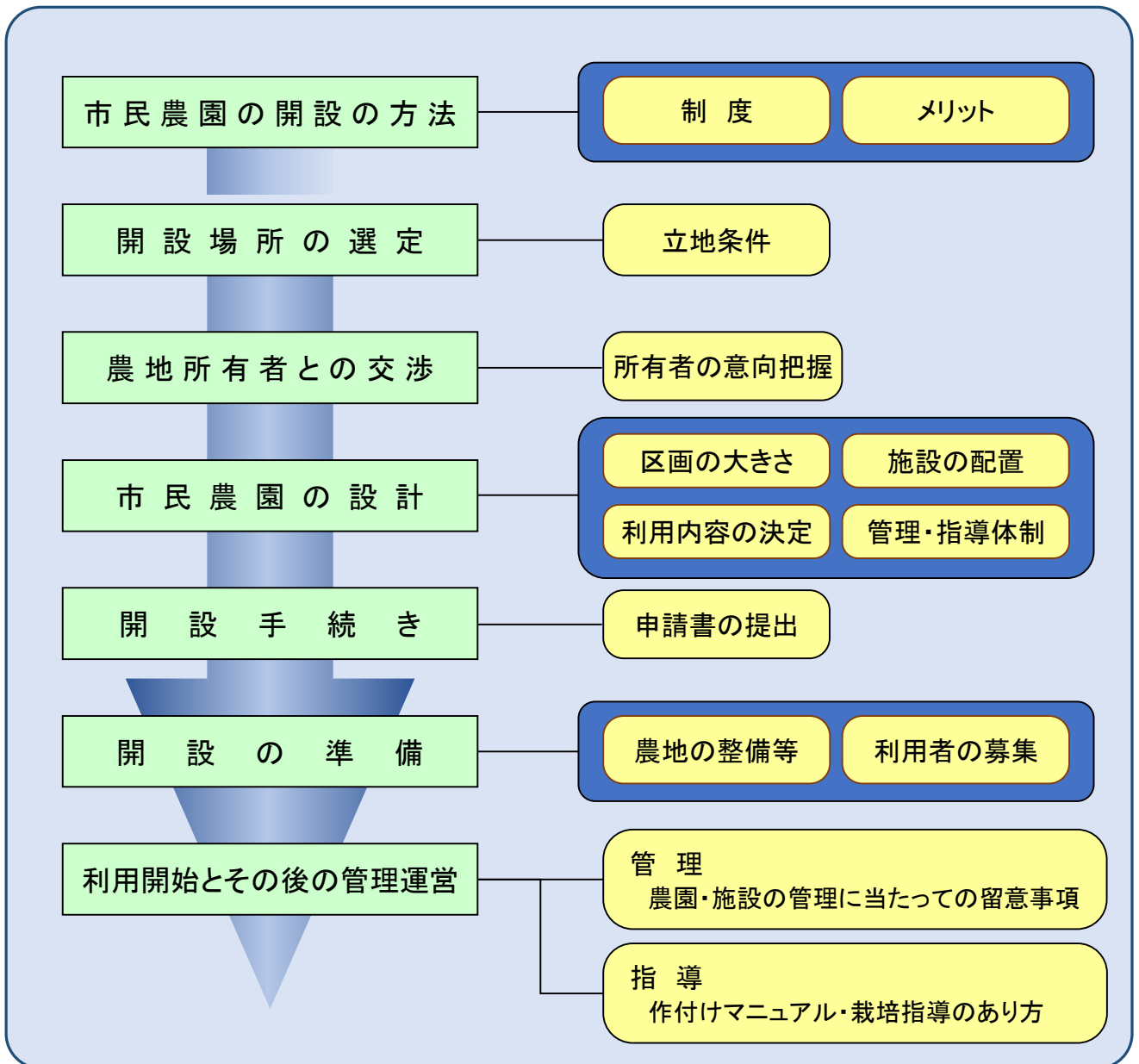
目次

1	市民農園の開設手順	P1
2	市民農園の開設方法	P2-7
	特定農地貸付法	P4
	都市農地貸借法	P6
	農園利用方式	P7
	市民農園整備促進法	P7-8
3	納税猶予制度との関係	P9
4	市民農園の開設状況	P10
5	市民農園の開設事例	P11
6	市民農園の整備が可能な補助事業等	P12

1. 市民農園の開設手順

市民農園を開設する場合には、開設場所の選定、農地の確保などいくつかのキーポイントがありますが、一般的な流れとしては以下ようになります。

なお、実際に市民農園の開設を進める場合には、必ずしもこの手順となるものではなく、例えば開設場所の選定と農地所有者との交渉、市民農園の設計などは同時に進めなければならないことも多くあると思われます。



2. 市民農園の開設方法

市民農園の開設には次の方式があり、方式・施設整備の有無により開設の手続が異なります。

貸付方式

利用者に農地を貸す方式です。

原則として、[特定農地貸付法](#)※1（生産緑地は[都市農地貸借法](#)※2も活用可能。）の手続が必要です。



農園利用方式

利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で利用者が継続的に農作業を行う方式です。

利用者への農地の権利の設定・移転を伴わないため、[農地法等](#)の手続は必要ありません※3。

ただし、開設に当たり、農地の権利を取得する場合には、[農地法等](#)の手続が必要です。



市民農園の施設

農地に農機具庫や休憩施設等の施設を設置する場合、[市民農園整備促進法](#)の手続をとれば、[特定農地貸付法](#)（又は[都市農地貸借法](#)）の手続と当該施設整備に必要な[農地法](#)の農地転用の手続が不要となるほか、[都市計画法](#)の特例も受けることができます。

なお、[市民農園整備促進法](#)の手続をとらず、個別に農地転用の手続をとって施設を整備することもできます。



写真：

左上（貸付方式）：上野坂2丁目農園（大阪府豊中市）

右上（農園利用方式）：イガさんの畑（東京都練馬区）

下（市民農園の施設）：笠間クラインガルテン（茨城県笠間市）

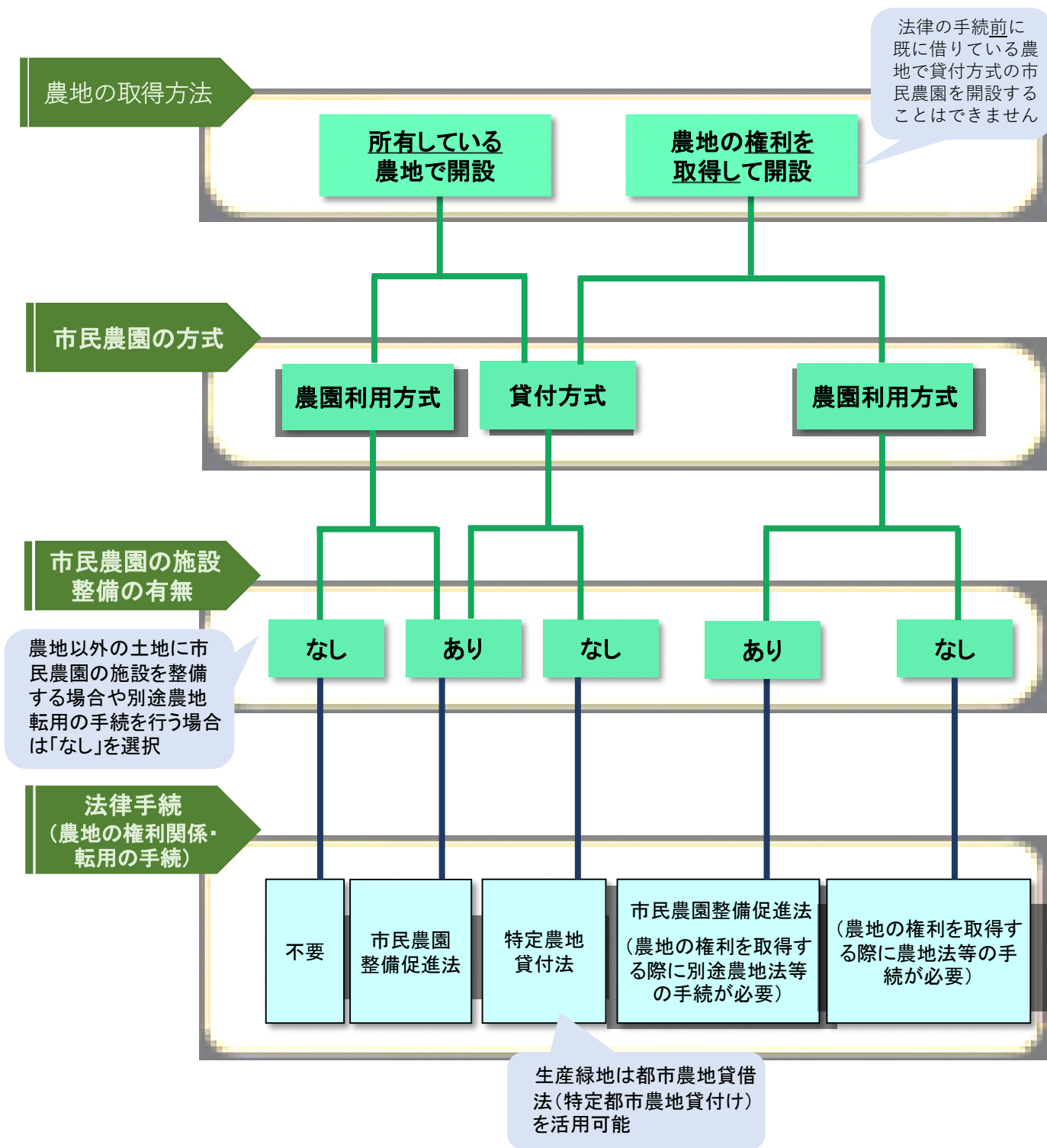
※1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

※2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）

※3 農地への権利の設定や移転を伴わないため、農地法等の手続は不要。

開設に必要な法律の手続

農地の取得方法や市民農園の方式ごとの開設に必要な法律の手続は以下のとおりです。



注: 図は簡略化していますので、条件によってこれとは異なる法律手続になる場合もあります。

① 特定農地貸付法（特定農地貸付け）

ア 法律のしくみ

貸付方式の市民農園の開設に伴う農地の貸借等について農地法の許可を不要とする農地法の特例などを定めた法律です。

特定農地貸付けとは

- 市民農園の利用者への農地の貸付けのことであり、次の要件を満たすものをいいます。

① 10a（1,000㎡）未満の貸付け

- ・ 市民農園の開設者が各利用者へ貸し付けることができる面積の上限です。
- ・ 市民農園全体の規模については、こうした面積の上限はありません。

② 相当数の者を対象とした貸付け

- ・ 市民農園の利用者（農地を貸す相手）は複数人である必要があります。

③ 貸付期間が5年を超えない

- ・ 市民農園の開設者から利用者への貸付期間の上限です。
- ・ 市民農園の開設者が借り受ける農地の貸借の期間の上限ではありません。

④ 利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること

- ・ 販売自体を禁止するものではなく、利用者が栽培した農作物のうち自家消費を超える分については販売が可能です。
- ・ 営利を目的としてはならないのは「利用者による農作物の栽培」であり、開設者による市民農園の開設の目的は営利を目的としたものであっても差し支えありません。

農業委員会の承認

- 特定農地貸付けを行うためには、市民農園の開設者が農業委員会に申請して、その承認を受ける必要があります。

また、特定農地貸付けを行うための農地の権利を取得する必要がある場合、承認を受けることで、この権利も取得することができます※。

- 以下の場合などは農業委員会の承認を受けることができません。

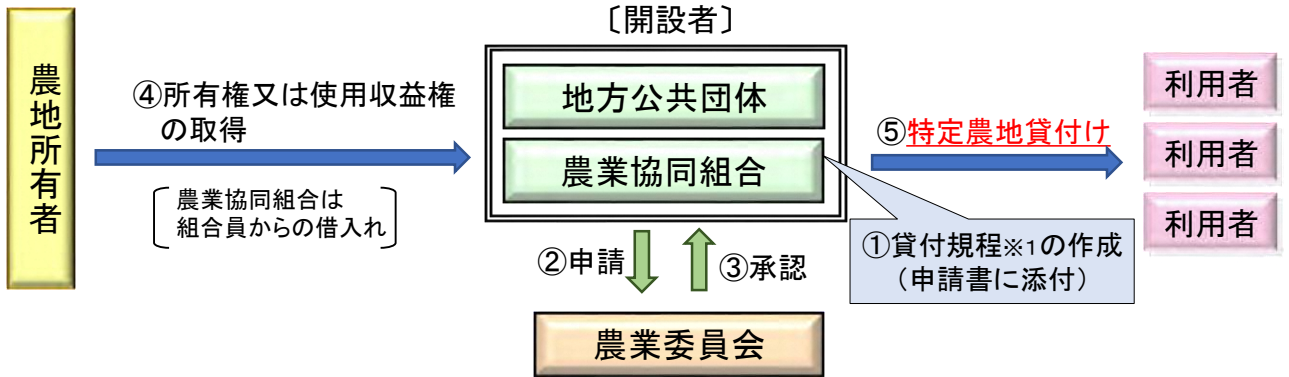
- ・ まとまった農地があるような地域で、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合
- ・ 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正でなく、特定の者のみに利用が集中するような場合
- ・ 貸付条件が違法不当な場合
- ・ 賃借権等の所有権以外の権利を既に有している農地で開設する場合 など

※ 別途、農地所有者との間で賃貸借等の契約を締結する必要があります。

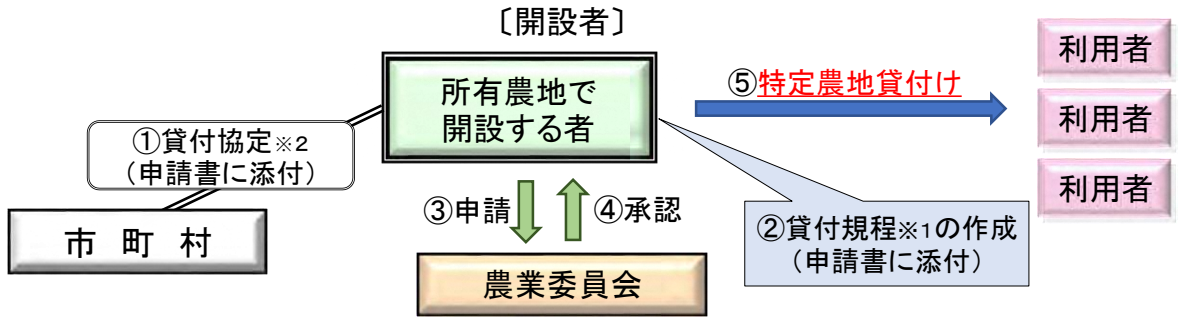
イ 開設の手続

○ 開設者ごとの市民農園の開設の手続は次のとおりです。

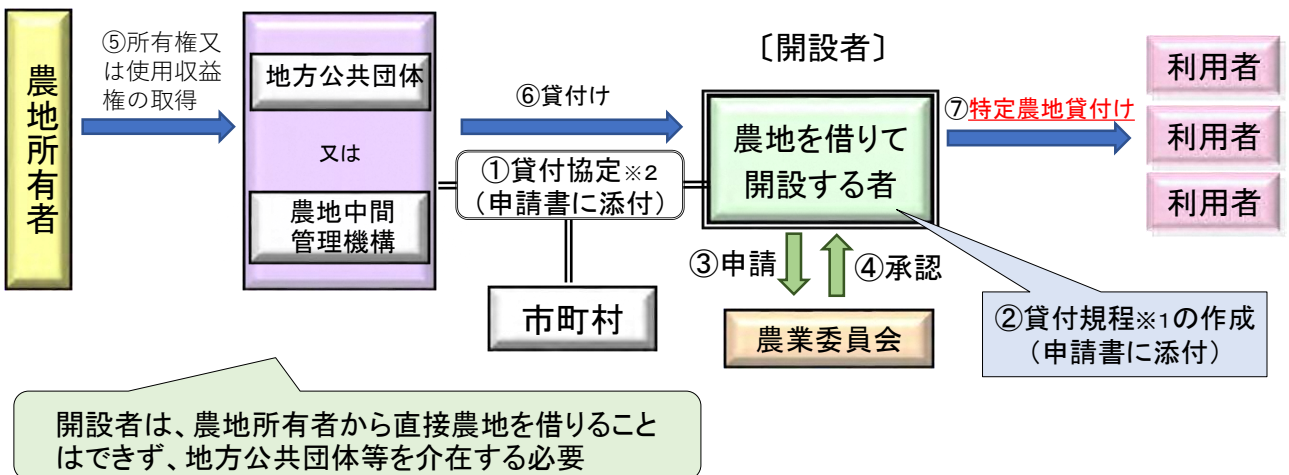
1 地方公共団体及び農業協同組合



2 所有農地で開設する者(農家等)



3 農地を借りて開設する者(1の地方公共団体及び農業協同組合を除く。)



※1 貸付規程:

特定貸付けに係る農地の所在のほか、利用者の募集や選考の方法、貸付けの期間、農地の適切な利用を確保するための方法等について記載

※2 貸付協定:

承認の取消し等による廃園後の農地の適切な利用を確保するための方法、農地の管理方法等を内容とする協定を締結

② 都市農地貸借法 (特定都市農地貸付け)

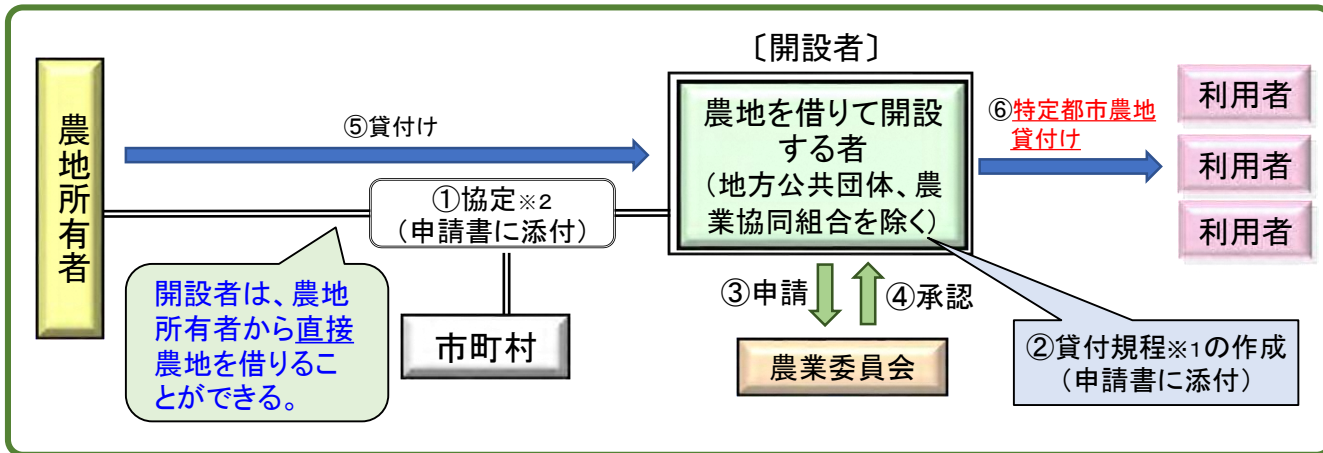
- 生産緑地地区内の農地(都市農地)を借りやすくするための法制度です。
 - 法では、農地を借りた方が
 - ① 自ら耕作する場合
 - ② 特定都市農地貸付け(市民農園として利用者へ貸付け)をする場合
- を対象にしていますが、ここでは、②の特定都市農地貸付けについて説明します。

ア 法律 (特定都市農地貸付け) のしくみ

- 農地を借り市民農園を開設する者(地方公共団体、農業協同組合を除く。)が対象です。
- 基本的なしくみ、特定都市農地貸付け・承認の要件は特定農地貸付法と同様ですが、市民農園の開設者は、農地所有者から直接農地を借りることができます。
- 対象は、生産緑地地区内の農地に限られます。

イ 開設の手続

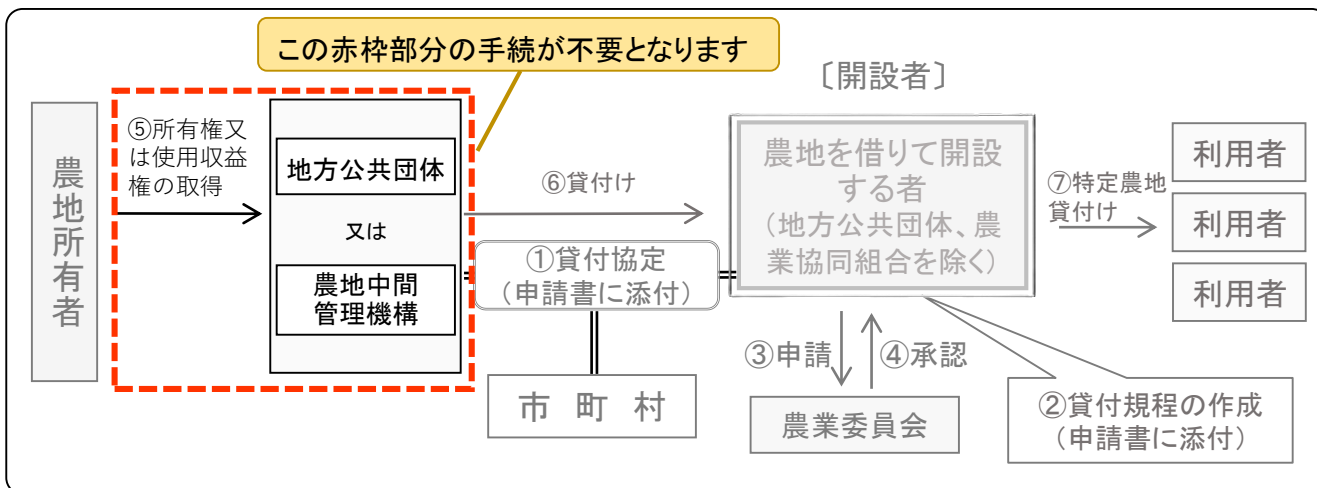
- 都市農地貸借法(特定都市農地貸付け)での市民農園の開設の手続は次のとおりです。



※1 貸付規程: 特定貸付けに係る農地の所在のほか、利用者の募集や選考の方法、貸付けの期間、農地の適切な利用を確保するための方法等について記載

※2 協定: 貸付協定の内容に加えて、開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市区町村が協定を廃止する旨を内容とする協定を締結

(参考) 特定農地貸付法 (特定農地貸付け) との対比



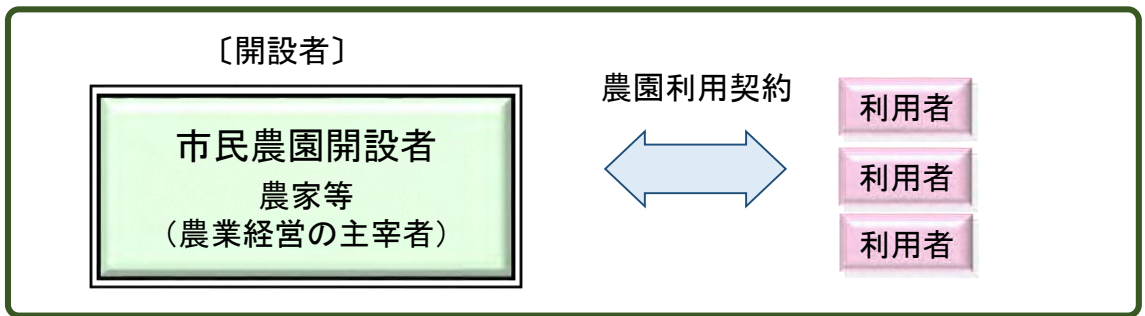
③ 農園利用方式 (法律上の規制なし)

- 農業を営む園主の指導の下で、利用者に継続的に農作業を行ってもらう方式の市民農園です。

「農業体験農園」と呼ばれる農園は、農園利用方式に分類されます。

- 市民農園の開設者は、農園の利用者に対し農地を貸さない(使用収益する権利が利用者に生じない)ため、農地法等の手続は必要ありません。

ただし、開設者が、開設に当たって農地の権利の権利を取得する場合には、農業者等が通常、農地の権利を取得するための手続(農地法第3条の許可等)が必要です。



④ 市民農園整備促進法

- 農機具庫や休憩施設等の市民農園施設を備えた市民農園(貸付方式及び農園利用方式)を整備する場合の農地法等の特例を設けた法律です。

- 郊外に施設と一体的に市民農園を整備・開設する場合に適しています。

ア 法律のしくみ

- 整備運営計画を作成し、市町村から市民農園の開設の認定を受けると、
 - ・ 農地の貸付けについて特定農地貸付法(又は都市農地貸借法)の承認
 - ・ 市民農園施設の整備に必要な農地の転用について農地法第4条第1項、第5条第1項の許可

があったとみなされ、また、

- ・ 休憩施設等に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可が可能になります。

市民農園施設とは

市民農園として利用される農地に附帯して設置される、農地の保全又は利用上必要な施設です。

農機具収納施設やトイレ、手洗場、水飲場、駐車場、園路、掲示板、柵、照明施設のほか、管理事務所や休憩施設、農作業講習施設、簡易宿泊施設なども該当します。

イ 開設の手続

1. 市民農園整備基本方針（都道府県が策定）

- ・ 整備の基本的な方向
- ・ 整備すべき区域の設定に関する事項
- ・ 市民農園施設の整備 等



2. 市民農園区域の指定（市町村が指定）

（市街化区域は不要）

市町村は、区域を指定又は変更する際に交換分合を行うことができる

市町村は、基本方針に基づき、農業委員会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の区域で要件※に該当するものを市民農園として整備すべき区域（市民農園区域）として指定することができる。

（指定する際はあらかじめ都道府県知事への協議を要する。）

※ 要件

- ・ 区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ自然的条件や利用の動向からみて、市民農園として利用することが適当と認められる。
- ・ 周辺地域の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない。
- ・ 利用者が相当程度見込まれる。



3. 市民農園の開設の認定（市町村が認定）

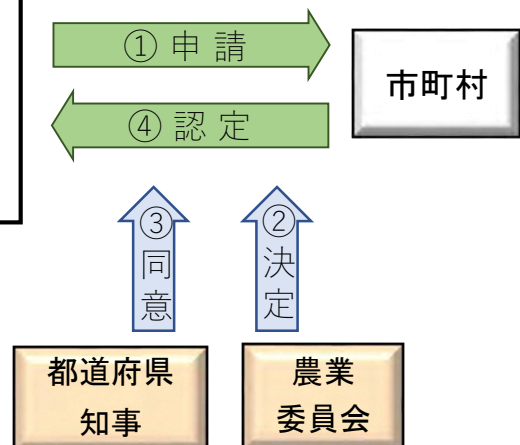
市民農園開設者

【整備運営計画の作成】

- ・ 市民農園の用に供する土地の所在
- ・ 市民農園の用に供する農地の位置、面積
- ・ 開設形態（特定農地貸付け、特定都市農地貸付け又は農園利用方式）
- ・ 市民農園施設の整備に関する事項
- ・ 利用期間その他の条件 等

開設形態が、特定農地貸付けの場合※は貸付協定（特定都市農地貸付けの場合は協定）の締結が必要

※ 地方公共団体及び農協が開設する場合を除く

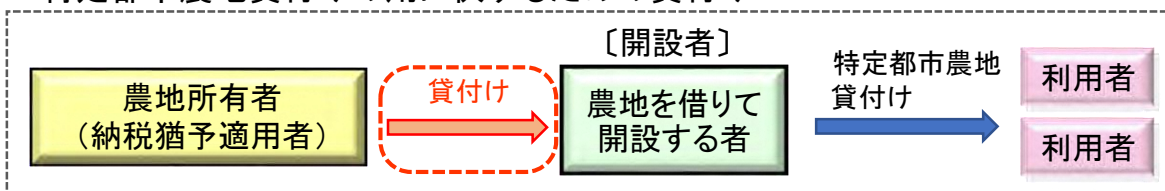


3. 相続税納税猶予制度との関係

① 相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地を市民農園の開設者や利用者に貸すと、原則として猶予の期間が確定し、猶予税額及び利子税を納付する必要があります。

ただし、生産緑地について、以下の貸付けをする場合は、引き続き納税猶予が継続します(貸付後、2月以内に所轄税務署に届け出る必要があります)。

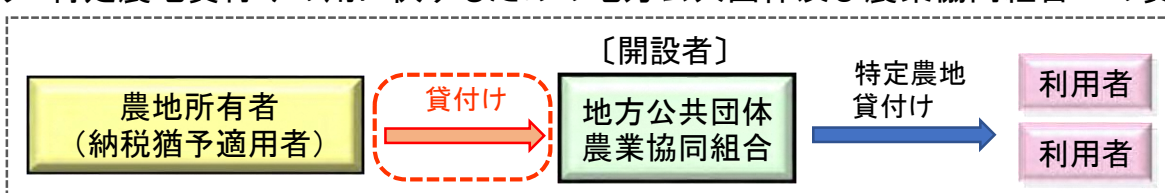
ア 特定都市農地貸付けの用に供するための貸付け



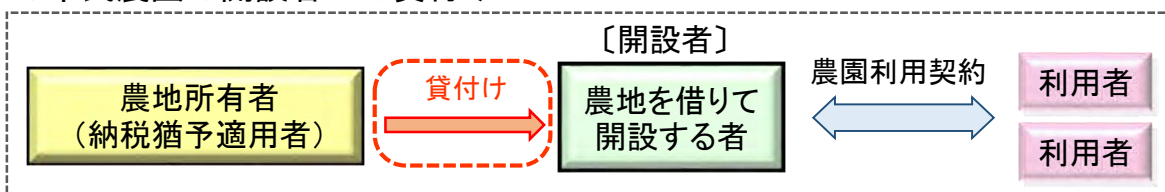
イ 自己所有の農地について特定農地貸付け※1



ウ 特定農地貸付けの用に供するための地方公共団体及び農業協同組合への貸付け



エ 都市農地貸借法(認定を受けた事業計画に基づく貸付け※2)に基づく農園利用方式の市民農園の開設者への貸付け



② 自己所有の農地について、利用者に農作業の一部を体験させる農園利用方式の市民農園の用に供する場合には、農地への権利の設定・移転を伴わないため、納税猶予の期限は確定しません。



※1 貸付協定に本来の記載項目のほかに、「開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨」等を記載する必要があります。

※2 詳しくは、農林水産省のホームページ「都市の農地の貸借がしやすくなります」をご覧ください。

4. 市民農園の開設状況

開設主体・開設方式ごとの市民農園数（平成31年3月末現在）

	特定農地 貸付法	都市農地 貸借法	市民農園整備促進法		計	
			イ	ロ		
地方公共団体	1,946	—	251	251	—	2,197 (53%)
農業協同組合	442	—	32	32	—	474 (11%)
農業者	969	—	193	23	170	1,162 (28%)
企業・NPO等	285	14	15	15	—	314 (8%)
計	3,642 (88%)	14 (0.3%)	491 (12%)	321 (8%)	170 (4%)	4,147 (100%)

資料：農村振興局都市農村交流課調べ

注1：市民農園整備促進法、特定農地貸付法及び都市農地貸借法の手続きに従って設置されたものの数値です。

注2：「市民農園整備促進法」の欄中、

「イ」は、同法第2条第2項第1号イ（特定農地貸付法式）によるもの、

「ロ」は、同法第2条第2項第1号ロ（農園利用方式）によるものです。

注3：「農業者」は所有する農地での開設者及び農園利用方式での開設者、「企業、NPO等」は借りた農地での開設者（地方公共団体及び農業協同組合を除く。）

5. いろいろな市民農園（事例）

日帰り型市民農園



[北海道 北広島市 市民農園さとみ]

農園面積1.4haの比較的規模が大きい市民農園で、利用者は定年後の方が多くを占めており、馬鈴薯・大根・人参・豆・とうもろこしなどを栽培しています。

日帰り型市民農園



[岐阜県 関市
関市田原リフレッシュ農園]

隣接して総合交流拠点施設があり、市民農園で使用する苗・種・肥料の購入ができるとともに市外の方も利用できます。

日帰り型市民農園



[埼玉県 鴻巣市
こうのとりの四季菜ファーム]

近くには農産物直売所や地域食材供給施設も存在し、農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園



[兵庫県 多可町 フロイデン八千代]

全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、町内には125棟の滞在型市民農園があり日本一の規模となっています。

第2回オーライ！ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)を受賞。

日帰り型及び滞在型市民農園



[佐賀県 唐津市 おいでな菜園]

福岡市から車で約1時間のところに位置し、心なごむ景色に囲まれ、週末に里帰り気分で農園体験が楽しめます。

日帰り型及び滞在型市民農園



[新潟県 小千谷市 おぢやクライン
ガルテンふれあいの里]

農園の遠くには越後三山、眼下には信濃川の圧倒的な大パノラマが広がり、高速道路ICからのアクセスに優れ、豊かな自然の中での生活をのんびりと楽しめます。

6. 市民農園の整備が可能な補助事業等（令和2年度）

事業等名	内容	主な実施主体	補助率等
農山漁村振興交付金	（農山漁村活性化整備対策） 滞在者及び宿泊者の増加等を通じた農山漁村の活性化を図るため、必要な施設整備等の取組について、総合的かつ機動的に支援する一環として、交流・ふれあいのための体験農園・市民農園を整備 〔担当：農村振興局整備部地域整備課〕	都道府県、市町村、JA、農業者の組織する団体等	定額（1/2等）
	（都市農業機能発揮対策） 都市住民と共生する農業経営への支援対策等の検討及び都市農業の機能についての理解醸成並びに都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡易な施設整備として市民農園の整備が可能 〔担当：農村振興局農村政策部都市農村交流課〕	市区町村を含む地域協議会	定額
農山漁村地域整備交付金	地方自治体が農山漁村のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的整備を支援する一環として集落農園を整備 〔担当：農村振興局整備部地域整備課〕	都道府県、市町村、土地改良区等（沖縄県を除く）	定額（1/2等）
沖縄振興公共投資交付金	地方自治体が農山漁村のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的整備を支援する一環として集落農園を整備 〔担当：大臣官房地方課〕	沖縄県、沖縄県内の市町村、土地改良区等	定額（1/2等）

※市民農園の開設に活用できる融資制度については、農林水産省のホームページ（市民農園をはじめよう）をご覧ください。

お問い合わせ先	
北海道農政部 農業経営局 農地調整課 011-231-4111（内27-219） 東北農政局 農村計画課 022-263-1111（内4062） 関東農政局 農村計画課 048-600-0600（内3416）	北陸農政局 農村計画課 076-263-2161（内3424） 東海農政局 農村計画課 052-201-7271（内2559） 近畿農政局 農村計画課 075-451-9161（内2420） 中国四国農政局 農村計画課 086-224-4511（内2526）
	九州農政局 農村計画課 096-211-9111（内4626） 内閣府 沖縄総合事務局 農村振興課 098-866-0031（内83336） 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5948（直通） （都市農業の振興・市民農園について） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/index.html#citizen_farm